官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令（総務四二）　一
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働五八）　三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五八）　六
〔法規的告示〕
○平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件（国土交通三三三）　九
○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（同三三四）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○総務省令第四十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十一日

総務大臣　村上誠一郎